

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

| ◎ 規 則 | 所管課（室）名 |
|---|---------------------|
| ○長崎県庁中管理規則の一部を改正する規則 | 管 財 課 |
| ○長崎県公有財産取扱規則の一部を改正する規則 | " |
| ○長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 水 環 境 対 策 課 |
| ○長崎県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則 | 都 市 政 策 課 |
| ○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 | 会 計 課 |
| | |
| ◎ 訓 令 | |
| ○長崎県被服貸与規程の一部改正 | 人 事 課 |
| | |
| ◎ 告 示 | |
| ○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正 | 福 祉 保 健 課 |
| ・長崎県知事管理漁獲可能量 | 漁 業 振 興 課 |
| ・道路の区域変更 | 道 路 維 持 課 |
| ・道路の供用開始 | " |
| ○物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示の一部改正 | 物 品 管 理 室 |
| ・一般競争入札の参加者の資格等 | " |
| | |
| ◎ 公 告 | |
| ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件） | 経 営 支 援 課 |
| ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（9件） | 漁 業 振 興 課 |
| ・土地改良区の定款変更の認可（2件） | 農 村 整 備 課 |
| ・土地改良区の解散の認可 | " |
| ・測量の実施（2件） | 建 設 企 画 課 |
| ・測量の終了（2件） | " |
| ・都市計画の図書の縦覧 | 都 市 政 策 課 |
| ・一般競争入札の実施 | 物 品 管 理 室 |
| | |
| ◎ 選挙管理委員会告示 | |
| ・海区漁業調整委員会選挙人名簿登録者数の3分の1の数 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室 |
| | |
| ◎ 監査委員公表 | |
| ・令和2年度普通会計定期監査（前期）に対する措置の公表 | 監 査 事 務 局 |
| | |
| ◎ 人事委員会規則 | |
| ○職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則 | 人 事 委 員 会 事 務 局 |
| ○長崎県人事委員会議事規則の一部を改正する規則 | " |

◎ 人事委員会訓令

○長崎県人事委員会事務局職員の記章に関する規程の一部改正

人事委員会事務局

◎ 人事委員会告示

○職員の退職管理に関する細則の一部改正

人事委員会事務局

規 則

長崎県庁中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第52号

長崎県庁中管理規則の一部を改正する規則

長崎県庁中管理規則（平成29年長崎県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

申請人住所

氏名

印

担当者

内線」を

「

申請人住所

氏名

担当者

内線」に改め、

「

| | |
|-----|--|
| 条 件 | |
|-----|--|

」を

「

| | |
|-----|--|
| 条 件 | |
|-----|--|

※庁中管理者の印は、県庁内各所属長あての許可証に限り省略できる。

」に改める。

様式第2号中

「

| | |
|------------------|---|
| 長崎県 庁中管理者 職氏名 | 印 |
|------------------|---|

」を

「

| | |
|------------------|---|
| 長崎県 庁中管理者 職氏名 | 印 |
|------------------|---|

※庁中管理者の印は、県庁内各所属長あての許可証に限り省略できる。

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第53号

長崎県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

長崎県公有財産取扱規則（昭和39年長崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (知事の事務の委任) 第3条の2 知事は公有財産を分掌管理する出先機関の長に電柱類、地下埋設物、自動販売機等、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に定める投票所及びポスター掲示場に係る公有財産の使用許可・貸付及び使用許可・貸付の取消しに関する事務を委任する。 | (知事の事務の委任) 第3条の2 知事は公有財産を分掌管理する出先機関の長に電柱、埋設物、自動販売機等に係る公有財産の使用許可・貸付及び使用許可・貸付の取消しに関する事務を委任する。 |

様式第1号中「県知事」を「長崎県知事」に改め、「印」及び同様式備考を削る。

様式第2号から様式第6号まで中「印」を削る。

様式第7号中「印」を削り、
 「連帯保証人 住所 氏名」を 「連帯保証人 住所 氏名」に改め、同様式備考(連帯保証人自署)

を削る。

様式第8号の2中「印」を削り、
 「連帯保証人 住所 氏名」を 「連帯保証人 住所 氏名」に改める。
 (連帯保証人自署)

様式第10号、様式第11号、様式第14号及び様式第15号中「印」を削り、
 「連帯保証人 住所 氏名」を 「連帯保証人 住所 氏名」に改め、同様式備考を削る。
 (連帯保証人自署)

様式第16号中「印」を削る。

様式第16号の2中「印」及び同様式備考を削る。

様式第16号の3から様式第20号まで中「印」を削る。

様式第23号の1、様式第23号の3、様式第25号、様式第26号及び様式第28号から様式第30号まで中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第54号

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号まで中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第55号

長崎県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

長崎県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成23年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号。以下「省令」という。）<u>第19条第3項及び第69条第4項</u>の規定に基づき、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条及び<u>第49条</u>に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 省令第19条第2項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を長崎県土木部内に設ける。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号。以下「省令」という。）<u>第15条第3項</u>の規定に基づき、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。）第13条に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 省令第15条第2項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を長崎県土木部内に設ける。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第56号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|--|-----------------------------|-------------|--|---------------------------|
| 別表第2（第2条関係） | | | 別表第2（第2条関係） | | |
| 番号 | 手数料の名称 | | 番号 | 手数料の名称 | |
| 1～22 略 | | | 1～22 略 | | |
| 23 | 長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）第2条別表に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料 | 略 | 23 | 長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）第2条別表に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料 | 略 |
| | | 家畜人工授精師免許証再交付手数料 | | | 家畜人工授精師免許証再交付手数料 |
| | | <u>家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u> | | | <u>家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u> |
| | | 略 | | | 略 |
| 24～28 略 | | | 24～28 略 | | |

様式第5号から様式第8号まで中「㊟」を削る。

様式第14号中「印」を削る。

様式第17号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

長崎県訓令第14号

本 庁
地方機関

長崎県被服貸与規程（昭和32年長崎県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------------------|---------------|----|------|----|--|--------------------------|-------------------------------|---------------|----|------|----|
| (貸与範囲) 第2条 被服その他の貸与品（以下「貸与品」という。）の貸与を受ける職種、貸与品目及び貸与期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、 <u>休職、停職及び療養中の職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち事務補助業務に従事する職員</u> には貸与しない。 | | | | | | | (貸与範囲) 第2条 被服その他の貸与品（以下「貸与品」という。）の貸与を受ける職種、貸与品目及び貸与期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、 <u>貸与を受ける職種のうち、休職、停職及び療養中の職員並びに臨時職員</u> には貸与しない。 | | | | | | |
| 別表（第2条関係） | | | | | | | 別表（第2条関係） | | | | | | |
| 区分 | 勤務箇所 | 職種 | 品目 | 数量 | 貸与期間 | 備考 | 区分 | 勤務箇所 | 職種 | 品目 | 数量 | 貸与期間 | 備考 |
| 統一した被服類の着用を要する職員にある職員 | 本庁 | 総合案内及び県政情報コーナーに <u>従事する職員</u> | 冬服（上衣及びスカート） | 1着 | 48月 | | 統一した被服類の着用を要する職員にある職員 | 本庁 | 総合案内及び県政情報コーナーに <u>従事する職員</u> | 冬服（上衣及びスカート） | 1着 | 48月 | |
| | | | 合服（ベスト及びスカート） | 1着 | 48月 | | | | | 合服（ベスト及びスカート） | 1着 | 48月 | |
| | | | 夏服（スカート） | 1着 | 36月 | | | | | 夏服（スカート） | 1着 | 36月 | |
| | | | 長袖ブラウス | 2着 | 36月 | | | | | 長袖ブラウス | 2着 | 36月 | |
| | | | 半袖ブラウス | 2着 | 36月 | | | | | 半袖ブラウス | 2着 | 36月 | |
| | | | カーディガン | 1着 | 48月 | | | | | カーディガン | 1着 | 48月 | |
| 略 | | | | | | | 略 | | | | | | |
| 被服類の汚損が著しい職員にある職員 | 農林部 土木部 振興局 | 略 | 活動服 | 1着 | 36月 | | 被服類の汚損が著しい職員にある職員 | 農林部 土木部 振興局 地方局 | 略 | 活動服 | 1着 | 36月 | |
| | | | 防火服 | 1着 | 36月 | | | | | 防火服 | 1着 | 36月 | |
| | | | 運動靴 | 1足 | 36月 | | | | | 運動靴 | 1足 | 36月 | |
| | | | 防火靴 | 1足 | 36月 | | | | | 防火靴 | 1足 | 36月 | |
| | | | ヘルメット | 1個 | 随時 | | | | | ヘルメット | 1個 | 随時 | |
| | | | 防火手袋 | 1組 | 随時 | | | | | 防火手袋 | 1組 | 随時 | |
| 略 | | | | | | | 略 | | | | | | |
| 備考 略 | | | | | | | 備考 略 | | | | | | |

別記様式第1、別記様式第3及び別記様式第4中「㊤」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第807号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|----------------------|-----------------------------|---|-------------------------------------|----------|----------------|----------------------|--------|-------|---------------|--------|-------|
| 別表（第2条関係） 医療政策課関係 | | | | | | 別表（第2条関係） 医療政策課関係 | | | | | |
| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 | | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
| | 1～38 略 | | | | | | 1～38 略 | | | | |
| 39 | 長崎県災害時における歯科保健医療提供体制整備事業補助金 | 災害時における歯科保健医療提供体制の確保を充実を図る。 | 避難所等における歯科保健活動の実施に必要な医療機器等の購入に要する経費 | 10分の10以内 | 一般社団法人長崎県歯科医師会 | | | | | | |
| 障害福祉課関係 | | | | | | 障害福祉課関係 | | | | | |
| | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 | | 補助金の名称 | 交付の目的 | 補助事業の内容、対象経費等 | 補助率又は額 | 補助対象者 |
| | 1～48 略 | | | | | | 1～48 略 | | | | |
| 49 | 長崎県障害福祉関係施設等設備災害復旧費補助金 | 令和2年7月豪雨により被災した障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援を図る。 | 令和2年7月豪雨により被災した被災事業所の災害復旧等に要する経費 | 10分の10以内 | 民間事業者 | | | | | | |

長崎県告示第808号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和3年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

- 【まあじ】 18,200トン
- 【まいわし対馬暖流系群】 現行水準
- 【さんま】 現行水準

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和3年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

- 【まあじ】
 - 長崎県まあじ中型まき網漁業 16,400トン
 - 長崎県まあじその他漁業 現行水準
- 【まいわし対馬暖流系群】
 - 長崎県まいわし漁業 現行水準
- 【さんま】
 - 長崎県さんま漁業 現行水準

長崎県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路 線 名 扇山公園線
道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 西海市大瀬戸町雪浦久良木郷板ノ尾39番4地先から 西海市大瀬戸町雪浦久良木郷板ノ尾39番4地先まで | 前 | 17.1~34.5 | 106.3 | |
| | 後 | 23.9~40.7 | 106.3 | |

長崎県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------------|--|------------|
| 一般県道 鷹島線 | 松浦市鷹島町阿翁免字井手口583地先から 松浦市鷹島町阿翁免字井手口584地先まで | 令和2年12月25日 |

長崎県告示第811号

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）の一部を次のように改正し、令和2年12月25日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道

路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>1 略</p> <p>2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。 (1)～(10) 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日）を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（<u>様式第10号</u>）を提出しなければならない。</p> <p>7～10 略</p> | <p>1 略</p> <p>2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。 (1)～(10) 略 <u>(11) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）</u> <u>(12) 略</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日）を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（<u>様式第11号</u>）を提出しなければならない。</p> <p>7～10 略</p> |

様式第1号中「㊸」を削る。

様式第1号附表中「㊸」を削る。

様式第1号添付書類中「11 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）」を削り、「12」を「11」に改める。

様式第1号1誓約書を次のとおり改める。

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に貴県に報告することを誓約いたします。

また、万一違反不正の行為があった場合及びこの誓約に違反した場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事

様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

(注) 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

様式第1号の2中「㊟」を削る。

様式第1号の2添付書類中「8 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）」を削り、「9」を「8」に改める。

様式第1号の3中「㊟」を削る。

様式第1号の3添付書類中「7 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）」を削り、「8」を「7」に改める。

様式第1号の4中「印」を削る。

様式第1号の4添付書類中「8 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）」を削り、「9」を「8」に改める。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号、様式第3号の2及び様式第3号の3中「㊟」の次に

「(注) 既資格取得者の更新申請において預金口座の変更がない場合は、金融機関の証明は不要であること。」を加える。

様式第8号中

「 競争入札参加資格変更審査申請書 」を
「

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 登 録 番 号 | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に改め、「㊦」を削る。

競争入札参加資格変更審査申請書 」

様式第10号を削る。

様式第11号中「印」を削り、同様式を様式第10号とする。

長崎県告示第812号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

2 入札第176号 3層不織布マスク 1,250,000枚

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年1月13日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス松浦店
長崎県松浦市志佐町浦免字沖新田990番地 外5筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
松浦市長 友田 吉泰
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び松浦市地域経済活性化課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン大村ショッピングセンター
長崎県大村市幸町25番地200
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド溝陸店・ドラッグストアモリ大村溝陸店
長崎県大村市溝陸町790外
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更
 - ②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市津吉町704番地1
栗山 正徳
長崎県平戸市神上町101番地
崎本 秀年
 - (2) 加入区
津吉加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
平戸市漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県平戸市宮の町655番地13
平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県松浦市福島町鍋申免133番地1

萬 知幸

長崎県松浦市福島町塩浜免2109番地

志水 堅治

(2) 加入区

福島町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

新松浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地

新松浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県対馬市美津島町大船越703番地2

川上 哲雄

長崎県対馬市美津島町大船越367番地

奥村 和敏

(2) 加入区

大船越加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市美津島町緒方274番地
川崎 清治
長崎県対馬市美津島町久須保668番地1
小田 義廣
- (2) 加入区
三浦湾加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市美津島町久須保711番地10
美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市豊玉町横浦50番地9
石川 幹夫
長崎県対馬市豊玉町横浦26番地
原 一實
- (2) 加入区
豊玉町日の出加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9
豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上対馬町小鹿89番地
平間 和久

長崎県対馬市上対馬町芦見110番地
相庭 茂樹

(2) 加入区

上対馬町南部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上対馬南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上対馬町琴1247番地
上対馬南漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市奈留町浦1592番地17
鎌田 基義

長崎県五島市奈留町船廻231番地1
田中 堅

(2) 加入区

奈留町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奈留町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市奈留町浦1839番地7
奈留町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県壱岐市勝本町西戸触42番地
小川 光俊

長崎県壱岐市勝本町坂本触87番地2
阿田 勝

- (2) 加入区
勝本町加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
勝本町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県壱岐市勝本町勝本浦575番地61
勝本町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触575番地
小島 文孝
長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触1348番地
西 寛
- (2) 加入区
箱崎加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
箱崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦171番地
箱崎漁業協同組合

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年5月6日総会議決）を認可した。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大清水土地改良区
認可年月日 令和2年12月15日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月30日総会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 指方土地改良区
認可年月日 令和2年12月17日

認可しなかった事項 定款附則に「この定款に定める役員に関する事項は、この定款の認可後の役員改選か

ら適用する。」を追加する変更

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 玉之浦東土地改良区
認可年月日 令和2年12月17日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|---------|-----------------------------|
| 長崎市 長浦町 | 令和2年12月23日から 令和3年3月26日まで |

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|------------------|---------------------------|
| 諫早市の一部（小野・長田地区外） | 令和3年1月4日から 令和3年3月31日まで |

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、諫早市長野土地区画整理準備組合理事長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 終 了 日 |
|---------|------------|
| 諫早市 長野町 | 令和2年11月25日 |

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 終 了 日 |
|-----------------|-----------|
| 南松浦郡 新上五島町 鯛ノ浦郷 | 令和2年12月1日 |

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
佐世保都市計画特別用途地区の変更（特別工業地区）（佐世保市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県北振興局

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年12月25日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
2 入札第176号 3層不織布マスク 1,250,000枚
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和3年3月23日
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和3年1月13日 17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年2月4日 17時00分
- 8 応札品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和3年1月26日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和3年2月5日 10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和3年2月4日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Three layer nonwoven fabric mask, 1.25 million pieces
- (2) Delivery period:
March 23, 2021
- (3) Delivery place:

Seihi Public Health Center Nagasaki Prefecture

- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. February 4, 2021
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. February 5, 2021
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第12号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により従前の例によるものとされた同法による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による海区漁業調整委員会選挙人名簿に登録された者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月25日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

海区の名称

| | |
|---------|--------|
| 長崎県南部海区 | 1,281人 |
| 長崎県北部海区 | 971人 |
| 五 島 海 区 | 569人 |
| 対 馬 海 区 | 599人 |

監査委員公表

監査委員公表第9号

令和2年10月13日付R02-21000-00649の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

| | |
|---------|--------|
| 長崎県監査委員 | 濱本 磨毅穂 |
| 同 | 砺山 和仁 |
| 同 | 浅田 ますみ |
| 同 | ごう まなみ |

R02-01090-04584

令和2年11月30日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長崎県知事 中村 法道
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|--------------|---|---|
| 危機管理監 | 消防学校 | 執務室内における長崎県消防学校学友会の占有場所について、使用許可の手続きがとられていない。 | 消防学校長が占有許可申請書の提出を求め、令和2年7月16日付けで許可を行うとともに、使用許可台帳を作成しました。 今後は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき、適正な管理を行ってまいります。 |
| 総務部 | 長崎振興局 税務部 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等) | 収入未済については、毎年度策定している徴収事務方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、預金・給与等を中心とした債権、自動車の差押え又は自宅等の搜索などの滞納処分を実施しております。 また、収入未済額の74.0%を占める個人県民税については、管内市町と連携を図り、長崎県地方税回収機構の処理に努めるとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収を重点的に取り組んでおります。 こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、今後とも滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じるとともに、市町職員の徴収技術の更なる向上を支援するなど、適正・公平な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。 なお、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮した迅速かつ柔軟な対応を行ってまいります。 |
| 総務部 | 広報課 | 長崎県の「しま」認知度アンケート調査業務委託において、大幅な値引き後の参考見積額に基づいて予定価格の積算を行っている。 | 予定価格を積算するにあたり、参考見積を徴する場合は、参考見積に記載の各項目について、必要に応じて相手方に内容を確認するなど、内容を精査の上、適正な予定価格の積算を行ってまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|---------------------|--|--|
| 総務部 | 情報システム課 | パソコン等のリース期間中において、借入品の登記が行われておらず、またリース終了後の買取にあたり、物品登記がされていない物があり、物品管理が適切に行われていない。 | 当該案件は、金額にかかわらず登記が必要な物品の要件について誤認していたため発生したものです。 買い取った当該物品については、定期監査での指摘を受け、令和2年4月1日付で物品登記を行っております。 今後は、物品取扱規則により登記が必要な物品の再確認を行い、物品にかかる指摘事例を定期的に再確認するとともに、複数職員での確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。 |
| 総務部 | 県北振興局 税務部 納税課 | 消耗品出納簿に、副賞として購入した図書カードが登記されていない。 | 税に関する作文の賞品購入後、直ちに受賞者へ手渡すこととしていたため、消耗品出納簿への記載の必要性を認識しておらず、予備監査における指摘後、直ちに消耗品出納簿への記載を行いました。 今後は「出納局たより」を始めとした出納局通知をより一層活用しながら理解を深め、物品取扱規則の遵守に努めてまいります。 |
| 総務部 | 管財課 | 公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。 | 利用見込みのない未利用地については、県のホームページ掲載や市町庁舎の掲示板の活用依頼等により売却予定物件として情報発信し、一般競争入札のほか、インターネットを活用した入札や不動産業者への仲介依頼などにより、売却に努めております。 さらに、令和2年度からは売却予定物件の情報をより広く発信するため、県の全世帯広報誌や地元新聞を活用する予定であり、こうした取組により引き続き積極的な処分を進めてまいります。 |
| 地域振興部 | 県北振興局 管理部 総務課 | 事実の証明手数料に必要な手数料の徴収額が不足している。 | 証明手数料の改定時期を誤認し、旧手数料額で事務処理したものです。不足分の手数料については、令和2年6月30日に徴収を行いました。今後は、手数料金額、改定年月日を正確に確認し、適正な事務処理に努めます。 |
| 地域振興部 | 地域づくり推進課 | 「ながさき移住ナビ」改修業務委託の変更契約において、予定額が100万円を超える場合に作成すべき予定価格調書が作成されていない。 | 予定価格を消費税抜きの額で判断するものと認識を誤ったことによるものです。今後は、入札・契約事務マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|---------|---------------------|---|---|
| 地域振興部 | 島原振興局 管理部 総務課 | 公用車の廃車処理において売却処分を予定していたところ、別の職員が口頭により車体の譲与契約を締結したため、本来得られたはずであった売却収入が得られていない。 | 南島原地域普及課で管理していた公用車の廃車処理において、不用決定及び一時抹消手続きを行った後に、総務課で売却処分の手続きを進めておりましたが、相互の連携不足により、南島原地域普及課が、不用決定後は自由に処分できるものと誤認し、口頭による譲渡契約を行ったため、売却収入が得られず、指摘を受けたものであります。 今後は、公用車を管理している所属を対象に勉強会等を開催し、公用車の処分の流れや各所属の役割について確認を行うとともに、局内関係課が連携を密に行い、再発防止に努める予定です。 |
| 地域振興部 | 長崎振興局 管理部 総務課 | 使用見込みのない物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 | ご指摘のあった物品について、長与都市開発事務所の事務機1台は、物品めぐりあいシステムを活用し譲渡先を探し、令和2年9月25日付で引渡しを終えています。その他物品についても、今年度内に廃棄など適正に処分することとしております。 |
| 地域振興部 | 島原振興局 管理部" | 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。 | 会議机等を活用の検討を行うことなく、分庁舎の空きスペースで保管し、適切に管理していなかったものであり、現在、物品めぐり合いシステムなどにより、他所属での活用等について検討しているところです。 今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、他の所属への所管転換や廃棄処分を行うなど適正な管理に努めてまいります。 |
| 地域振興部 | 県北振興局 管理部" | 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 | 倉庫には今後使用する可能性がある物品を保管しておりますが、指摘があった応接セットは地下倉庫に保管していたため、保管状態が悪く管理が不十分でありました。今後は、物品の有無だけでなく使用できる状態にあるか、使用見込みがあるかを確実に点検するなど適切な管理に努めてまいります。 |
| 文化観光国際部 | 文化振興課 | 第64回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託において、委託契約以外の支出についても委託料に含めて精算を行っている。 | 委託契約以外の支出については、県に返還済みであります。 今後は、同様な事態が生じないように、事務処理に係る精算確認の徹底、チェック体制の更なる強化により適正な事務処理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|---------|-----------|---|--|
| 文化観光国際部 | 物産ブランド推進課 | 企画提案方式による県産品愛用テレビスポット放送契約の予定価格調書に、予定額を記載すべきところ、誤って企画提案に係る予算額(上限額)を記載している。 | 予定価格調書の作成にあたっては、積算額の確認や調書作成者への作成上の注意点の説明について、担当者と班長等の複数名で実施するとともに、記入前の予定価格調書に積算額を記入した付箋の貼付といった対策を講じ、今後は同様の事態が生じないよう再発防止の徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 文化観光国際部 | 文化振興課 | 長崎歴史文化博物館常設展示室展示設備調整業務において、設置した機器の物品組入れが行われていない。また、機器の入れ替えに伴い、既存の機器も物品登記がされないうまま撤去・廃棄されている。 | 当該業務で設置した機器については、物品組入れの手続きを済ませております。 今後は、同様な事態が生じないように、事務処理に係る根拠確認の徹底、チェック体制の更なる強化により適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 県民生活環境部 | 生活衛生課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(公益目的取得財産残額) | 公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額に関する未収金については、債務者に対する財産調査等を実施した結果、債務者には他の負債もあり支払い能力が乏しいことから依然として早期回収は厳しい状況にあります。また、債務者において清算手続きには着手していないが、すでに法人の解散登記が行われた状況を踏まえると、徴収停止の要件を満たすと考えられることから、今後は債権管理室と徴収停止の適用に向けて調整してまいります。 |
| 県民生活環境部 | 地域環境課 | 大気汚染監視テレメータシステムの導入時から通信の不具合のため保健所のデータ処理端末の活用ができないのにもかかわらず対処をしておらず、さらに不具合があるままデータ処理端末OSアップグレードを行い、その後も通信の不具合を放置していた。 | 対馬保健所において、平成26年4月に所内の配置替えを行った際、ADSL回線の接続口が不明となり、その後そのままの状態となっていた案件です。 令和2年3月3日に接続工事を行い復旧しております。 今後は、年度当初にシステムに接続しているすべての端末の回線接続確認を行い、不具合があれば早急に対処し、再発防止に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|---------|----------|---|---|
| 県民生活環境部 | 自然環境課 | 金泉寺山小屋建築物定期点検業務委託によって、以前から異常が報告されているものの、対策が行われておらず、また修繕計画の検討も行われていない。 | 定期点検の結果「要是正」とされた項目ごとに対応方針を検討し、一部使用禁止措置や改修等を行っていましたが、対応が不十分であり、修繕計画という形で整理していなかったものです。 対応が不十分だった事項については、優先順位の見直しや代替方法の検討を行い、緊急を要する項目については対応を終えました。その他の事項についても、対応方法と施工計画を整理し修繕計画を立てております。今後は、安全管理にかかるマニュアルを作成し、利用者の安全を確保してまいります。 |
| 福祉保健部 | 福祉保健課 | 事実の証明手数料に必要な手数料の徴収が不足している。 | 長崎県手数料条例に基づく事実の証明手数料については、平成31年4月1日に1件350円から400円に改正されていましたが、改正前の金額により徴収していたものであります。 ご指摘を受け、令和2年7月6日及び8日に不足額を徴収し、追加徴収額を令和2年度の証紙収入実績簿に登録しました。 今後は、最新の手数料条例の別表(手数料一覧)を証紙収入実績簿綴の巻頭に配置し、確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。 |
| 福祉保健部 | 原爆被爆者援護課 | 事実の証明手数料に必要な手数料の徴収が不足している。 また、証紙収入実績簿が作成されていないものがある。 | 長崎県手数料条例に基づく事実の証明手数料については、平成31年4月1日に1件350円から400円に改正されていましたが、改正前の金額により徴収していたものであります。 ご指摘を受け、令和2年7月10日に不足額を徴収し、追加徴収額を令和2年度の証紙収入実績簿に登録しました。 今後は、最新の手数料条例の別表(手数料一覧)を証紙収入実績簿綴の巻頭に配置し、確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。 また、作成漏れとなっていた令和元年度の証紙収入実績簿を作成し、証紙収入実績簿綴りに差し入れました。今後は、事実の証明の決裁時に班長、班員の複数チェックにより証紙収入実績簿の作成漏れがないかを確認するとともに、年度末の引継ぎを確実にを行うことで、証紙収入実績簿未整備の発生防止に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|----------|--|--|
| 福祉保健部 | 福祉保健課 | 長崎県民生委員児童委員研修事業委託において、実施要領で支出が認められていない支出があるにもかかわらず、精算を行っている。 | 委託料について、実施要領で対象経費として認められていない食糧費の支出があったものであります。 当該経費については、既に受託者と協議を行い、返還手続きを完了したところであり、今後は受託者に対し、対象経費の周知を徹底するほか、契約チェックリストの項目に「対象経費の確認」を追加し複数職員での確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。 |
| 福祉保健部 | 長寿社会課 | 長崎県未経験者の参入促進事業（介護助手導入モデル事業）の委託において、精算額の確認が不十分となっている。 また、必要と認められない経費が含まれている。 | 委任契約の場合、委託料の精算については委託先から提出された支出一覧表をもとに現地調査を実施し、委託先が保管する証拠書類と当該一覧表を照合し確認すべきところを行わず、また委託契約締結前に支出された経費を含め精算を行っていたものであります。 令和2年8月6日に現地調査による確認を行い、必要と認められない経費部分については9月24日に返還されております。本年度は同委託を行っておりませんが、他の同種契約においても、精算書の提出後、現地調査を行うとともに、複数職員による内容の確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。 |
| 福祉保健部 | 原爆被爆者援護課 | 援護システム機器の賃借及び保守において、予算額をそのまま予定額としているが、参考見積書を徴するなどして予定額を積算すべきである。 | 予定額の積算については、本来、業者から参考見積もりを徴するなどして決定すべきところを、厚生労働省から参考として送付された見積額をそのまま、予算額及び予定額としていたものであります。 今後、予定額を積算する場合は、業者等に参考見積もりを依頼したうえで、県で独自に予定額を積算いたします。 |
| 福祉保健部 | 県北振興局保健部 | 合併処理浄化槽の保守点検において、業務の一部が実施されていないにもかかわらず委託料の支払を行っている。 | 県北保健所において、毎月の保守点検の実施は適切に確認されていたものの、年1回の合併処理浄化槽の水質検査について実施の有無の確認を怠っていたものであります。ご指摘を踏まえ、「業務確認表」を作成し、年間の点検及び検査の予定及び実施日を記載することで確実に履行が確認できるよう対処いたしました。 今後は、財務規則等に則り、適切な事務処理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|-----------------------|---|---|
| 福祉保健部 | 福祉保健課 | Nタスカード1枚が消耗品出納簿に登記されていない。 また、スマートカード1枚において使用実績等が記載されていない箇所がある。 | Nタスカードについては、購入伺決裁後に、販売中止により購入を取りやめたにも関わらず廃案手続きを失念していたものであります。また、スマートカードについては、使用後の実績の記載を失念したものであります。 決裁後に変更が生じた案件については、複数の職員で情報共有を図り、必要な手続きの漏れがないよう努めてまいります。また、使用実績については、スマートカードの保管箇所に、使用簿の記載が必要である旨を明示するなど、記載忘れがないよう徹底してまいります。 |
| 福祉保健部 | 障害福祉課 | 消耗品出納簿に、副賞として購入した図書カードが登記されていない。 | 自殺対策標語募集要領に基づき毎年度募集を行い、副賞として図書カードを購入し受賞者へ贈呈していますが、この図書カードを消耗品出納簿に登記していなかったものであります。 ご指摘を踏まえ、消耗品等を使用の際にはその都度、出納簿に必ず記載するよう改めて職員への周知を行いました。令和2年度も同様の事業を実施いたしますので、確実に登記を行い、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 福祉保健部 | 長崎振興局 保健部 衛生環境課 | 消耗品出納簿に登記されていない劇物がある。 | 令和元年度に、西彼保健所内において、購入時期が不明で毒劇物管理簿に記載されていない劇物があることが判明したため、毒劇物管理簿に記載し、適正に管理するように改善しましたが、その際に物品管理の担当課への報告を失念していたため、消耗品出納簿に登記されないままとなったものであります。 ご指摘を踏まえ、担当課への報告を徹底するよう改めて職員に周知いたしました。 今後、担当が異動する際には確実に引き継ぎを行い、適正な処理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|--------------|---|--|
| 福祉保健部 | 島原振興局 保健部 | 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。 | <p>県南保健所において、長期間使用実績がなく保管されたままとなっていた物品については、所管を整理し、活用方法等の検討を行ったところ、今後使用の可能性がないと判断されたことから、専門業者への廃棄処分委託等を行うこととしております。</p> <p>今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、他の所属への所管転換や廃棄処分を行うなど適正な管理に努めてまいります。</p> |
| 福祉保健部 | 県北振興局 保健部 | 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 | <p>県北保健所において、北松歯科医師会に貸し出していた「歯科用ポータブルユニット」が平成30年3月に返却されて以来、倉庫で保管していたものであります。当該物品は取得後29年を経過し老朽化していることや、現在では安価でサイズもコンパクト化されたユニットが訪問歯科診療を実施している歯科医へ普及しており、今後の貸し出しの見込みもないことから、当該物品の廃棄に向けた処理を進めてまいります。</p> |
| 福祉保健部 | 福祉保健課 | <p>災害救助備蓄物資が浸水想定区域内に置かれている場所がある。</p> <p>また、物資の保管状態が不適切なものや備蓄数が不足しているものがある。</p> <p>なお、部外者が立入可能な倉庫に保管されていることから、厳重な管理が必要である。</p> | <p>一時的に浸水想定区域内の倉庫に保管していた一部の災害備蓄物資については、11月中に新たな倉庫への移動を完了いたしました。</p> <p>併せて、長期保管物資で湿気や埃により保管箱が破損していたものについて、梱包し直したほか、立入り可能な倉庫に保管されていた物資についても、部外者が立ち入りできない倉庫に11月中に全て移動を完了し、保管状態に配慮したうえで適正に保管しております。</p> <p>また、各振興局等に分散備蓄している物資で、不足が生じていた物資については、余剰分から補充し、不足を解消いたしました。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|--------|-----------------------|---|--|
| 福祉保健部 | 県北振興局 保健部 衛生環境課 | 毒物劇物農業用品目販売業登録の更新申請で、毒物劇物取扱責任者が退職して不在であるにもかかわらず、十分な確認を行わないまま更新を認めている。 | 県北保健所において、毒物劇物農業用品目販売業登録の更新申請の際、毒劇物取扱責任者が既に退職した職員であったにもかかわらず、現地調査時に当該職員が現に従事していることを十分確認することなく登録したものであります。 今後は、毒物劇物販売業新規・更新登録申請時、及び一般立入調査時において、毒劇物取扱責任者の有資格の確認、勤務実態の確認を確実に行ってまいります。 |
| こども政策局 | こども未来課 | 収入未済について、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。 (長崎県私立学校教育振興費補助金) | 本債権は令和2年7月に債権管理室へ引き継いでおり、現在、債権管理室において民事訴訟などの法的措置に向け準備が進められているところです。こども政策局としても必要な協力をを行い、未収金の早期回収に取り組んでまいります。 |
| こども政策局 | こども家庭課 | 長崎県里親育成支援事業業務委託において、増額の変更契約の際、契約保証金の増額を行っていない。 | 今後は、関係規定の確認が徹底できるよう、担当者が契約・変更契約の伺いを起案する際は、契約事務チェックリスト(部局で独自に項目を追加したもの)を活用し、変更契約により契約保証金が増額となった場合は、保証金を徴収し、適正な事務処置に努めます。 |
| 産業労働部 | 経営支援課 | 長崎県地域拠点商店街支援事業補助金において、直接必要な経費か不明のまま、額の確定を行っている。 | 実績報告時点で店舗内に未設置となっていた機器3台を補助対象に含めて額の確定を行っていたものです。 その後設置済みとなった1台を除く残る2台について、間接補助事業者である市と協議して、商店街内店舗への早急な設置を指導していたところ、9月6日までに全て設置が完了しています。 今後は、補助金の額の確定に際しての対象経費の精査の更なる徹底を図り、適正な補助事業の執行に努めてまいります。 |
| 産業労働部 | 窯業技術センター | 用品庫に使用不能の老朽化した物品が長年置かれたままになっている。 | 指摘を受けた物品については、年度内に処分することとしています。 今後は、故障して使用できない不要な物品については、物品処分事務マニュアルに基づき、適切に処分を行ってまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-------|------------------|---|---|
| 産業労働部 | 窯業技術センター | センターが生産した陶磁器等や共同研究で作成された陶磁器の中に適切に管理されていないものがある。 | 生産した陶磁器等で、展示品との認識から物品登録していなかったものです。備品については物品出納簿に登録し、その他のものについては管理簿を作成しました。 また、共同研究で作成し、商品化されている食器について、消耗品等出納簿に登録しました。 今後は、物品取扱規則に基づき、適切な物品管理を行ってまいります。 |
| 水産部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計…沈没船引上げ等費用) | 過去の無許可期間の占用料相当額を請求したが経営難のため納入できなかった案件と、放置船が沈没し所有者に代わって県が引上げたが、支払い能力がなく未納となった案件です。 過去の無許可期間の占用料相当額については、納入計画どおりに納付されているかを随時確認し、債権の回収に努めてまいります。 また、沈没船の引き上げ代行費用については、令和2年8月1日付で債権管理室に移管しましたので、今後は債権管理室からの協力要請に応じて対応してまいります。 |
| 水産部 | 漁政課 | 特許権実施料の徴収に当たり、実施料率の適用を誤っている。 | 実施料率の適用誤りについて契約相手方へ説明を行い、令和2年8月24日付で特許権実施料の還付を行いました。今後は、契約内容等の再確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 水産部 | 漁業取締室 | 公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。 | 公文書の写しの交付申請が4件ありましたが、証紙収入実績簿への記載を失念していました。 収入証紙を消印後、実績簿に記載し、公文書写しの交付の決裁とともに実績簿を回覧することにより、複数でチェックすることを徹底してまいります。 |
| 水産部 | 水産加工流通課 | 消防用設備等点検業務委託において、受信機予備電源等が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。 | 小規模修繕箇所については、修繕に着手いたしました。修繕費が高額なものについては、他の施設整備工事との調整を行い、できるだけ速やかに不具合箇所を改善いたします。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|----------------------------|--|--|
| 水産部 | 漁港漁場課 | 公有水面埋立管理システム元号改修および移設業務委託他1件において、仕様書が作成されていない。 | 参考見積提出依頼時に、県担当者から相手方に委託内容の説明をしたので仕様書の作成は不要と誤認したことにより発生した案件です。 今後は委託する業務内容を記載した仕様書を作成いたします。 |
| 水産部 | 県北振興局 建設部 建設管理課 | 平漁港海岸漂着物運搬及び処分業務委託において、産業廃棄物処分の許可を有しない業者に委託している。 | 産業廃棄物運搬・処分委託契約起案時に対象となる廃棄物の全種類について許可を有する業者を選定する必要があったが、確認が不十分であったため一部の許可を有しない業者を選定した案件です。 産業廃棄物業務用の契約事務チェックリストを令和2年10月27日に作成し、『業務の種類(収集運搬・処分)に応じた許可を有した業者を選定しているか』等、許可の有無に関する確認項目を設けたところであり、今後の再発防止に努めてまいります。 |
| 水産部 | 長崎振興局 県央水産業普及 指導センター | 使用見込みのない物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 | ご指摘のあった物品については、直近の使用実績は無かったものの、関係先から要請を受ける可能性を考慮して保管していたものです。当該物品は、今後の使用の可能性が低いと判断し、所管転換も含めた処分方法の検討を進め、年度内に処分いたします。 今後は、各水産業普及指導センター独自の物品管理調査を年1回実施することにより、物品等の確認・整理を確実に計画的な処分を行うなど適正な物品の管理に努めてまいります。 |
| 水産部 | 県北振興局 商工水産部 | 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 | 長期間未使用で保管されていたインクジェットプリンターは、故障及び耐用年数が経過しており、今後も使用見込みがないため、年度内に処分いたします。 今後は、各水産業普及指導センター独自の物品管理調査を年に1回実施することにより、物品取扱規則に基づく、適切な物品管理に努めてまいります。 |
| 水産部 | 漁政課 | 一般財団法人長崎県沿岸漁業振興基金出捐金について、公有財産台帳が作成されていない。 | 作成保管すべき公有財産台帳について、文書台帳システムに常用文書として登録いたしました。今後、このようなことが無いよう、規則に基づき適切な公有財産の管理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|-------|---|--|
| 水産部 | 水産経営課 | 長崎県漁業信用基金協会出資金他2件について、公有財産台帳が作成されていない。 | 作成保管すべき公有財産台帳について、文書台帳システムに常用文書として登録いたしました。今後、このようなことが無いよう、規則に基づき適切な公有財産の管理に努めてまいります。 |
| 農林部 | 農業経営課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (農業改良資金特別会計) | 農業改良資金特別会計の貸付金にかかる償還金等について未納となったものであります。 現在までの措置状況につきましては、 ・連帯保証人や相続人を含む、債務者への文書・電話による督促及び現地調査 ・貸付先に対する、地方機関による定期的な個別訪問・経営指導の実施 ・面談による償還協議などの対策を講じてまいりました。 今後は今年度設置された債権管理室との役割分担による連携を図りながら、引き続きこれらの対策を講じることで、適切な債権管理を徹底し、未収金の早期解消に努めてまいります。 |
| 農林部 | 林政課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (林業改善資金特別会計) | 林業改善資金特別会計の貸付金にかかる償還金等について未納となったものであります。 現在までの措置状況につきましては、 ・連帯保証人や相続人を含む、債務者への文書・電話による督促及び現地調査 ・貸付先に対する、地方機関による定期的な個別訪問・経営指導の実施 ・面談による償還協議などの対策を講じてまいりました。 今後は今年度設置された債権管理室との役割分担による連携を図りながら、引き続きこれらの対策を講じることで、適切な債権管理を徹底し、未収金の早期解消に努めてまいります。 |
| 農林部 | 農村整備課 | 農業水利施設保全合理化事業の地元負担金について、地元市へ請求すべきところを土地改良区に対して請求している。 | 農業水利施設保全合理化事業における地元負担金について、土地改良区負担分を含め地元市から徴収すべきところ、地元市、土地改良区それぞれ個別に請求を行っていたことに対し指摘を受けたものであります。 今後は本庁、振興局、地元市それぞれの担当間で、今回の顛末事例等の情報共有、注意喚起を行うとともに、歳入決議にあたっては、関係条例等の資料を添付することとし、その都度、徴収根拠の確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|----------------------------|---|---|
| 農林部 | 林政課 | 東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの県産材供給業務委託において、指名競争入札方式を行っているが、資格を有するかを協議した名簿から選定しておらず、指名業者の選定方法が適正ではない。 | <p>東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの県産材供給業務委託において、地方自治法施行令に基づき作成された名簿を使用せず、指名競争入札を行っていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>入札にあたっては、本業務を施行可能な県内業者10者すべてについて、参加資格審査に必要な条件を満たしている判断し、地方自治法施行令に定められた資格の公示を行わずに全者を指名して競争入札に付したものであります。</p> <p>今後、同様の事案が生じないように、競争参加資格審査委員会の運営規程に「地方自治法施行令第167条の11に定められた名簿を使用しているか」という審査項目を新たに追加し、資格審査において、適切な名簿を使用しているかを必ずチェックするよう再発防止策を講じました。</p> <p>今後も適正な事務の執行に努めてまいります。</p> |
| 農林部 | 島原振興局 農林水産部 南島原地域普及課 | 公用車の廃車処理において売却処分を予定していたところ、別の職員が口頭により車体の譲与契約を締結したため、本来得られたはずであった売却収入が得られていない。 | <p>島原振興局南島原地域普及課で管理していた公用車の廃車処理において、不用決定及び一時抹消手続きを行った後に、総務課で売却処分の手続きを進めておりましたが、相互の連携不足により、南島原地域普及課が、不用決定後は自由に処分できるものと誤認し、口頭による譲与契約を行ったため、売却収入が得られず、指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、公用車を管理している所属を対象に勉強会等を開催し、公用車の処分の流れや各所属の役割について確認を行うとともに、公用車を処分する際には、総務課と公用車を管理している所属において、不用決定及び売却手続きの決裁書類を双方で合議することで、再発防止に努めてまいります。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|----------------|--|---|
| 農林部 | 島原振興局 農林水産部 | 物品について、所管不明等により長期間放置されており、適切に管理されていない。 | <p>島原振興局農林水産部において、事務机、輪転機、雨量計等が長期間使用されないまま放置されていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>放置されていた物品については、使用できる状態でないため産業廃棄物として廃棄処分いたします。</p> <p>今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、他の所属への所管転換や廃棄処分を行うなど適正な管理に努めてまいります。</p> |
| 農林部 | 農業経営課 | 農業近代化資金等出捐金について、公有財産台帳が作成されていない。 | <p>農業近代化資金等出捐金につきましては、農業関係制度資金の円滑な融通を図るため、長崎県農業信用基金協会の無担保・無保証人による保証リスクに備える特別準備金に対し、平成14年度から出捐金を支出していましたが、公有財産台帳を作成していなかったことから、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、直ちに公有財産台帳を作成するとともに、出捐金を支出した際に台帳を記入するよう引継書に記載いたしました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|---------------------|---|--|
| 土木部 | 住宅課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県営住宅使用料等) | <p>当課としては、下記の方針での取り組みを推進し、職員と家賃徴収員の連携を図りながら、徴収率向上を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期滞納者を増やさないため、3カ月未満の滞納者への取り組みを強化する。 ・3カ月以上の滞納者に対しては、滞納額が多額にならないうちに契約解除通知や住宅の明渡請求を実施する。 ・判決後の分納誓約違約者及び和解内容違約者に対しては、早い段階から警告文を送付する。 ・長期滞納者への住居明渡訴訟、強制執行及び違約明渡を内容とする即決和解の違約者に対する強制執行申立てを実施する。 ・滞納者へ督促状、明渡請求書等を送付する際に、連帯保証人に対しても入居者への納付指導を依頼するとともに、入居者からの支払いがない場合は連帯保証人に対し支払請求を実施することがあることを通知する文書を送付する。 <p>さらに、1年以上納付がない退去滞納者に催告を行い納付を促すとともに、名義人から徴収が困難なものについて、連帯保証人へ請求を実施しました。</p> |
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (港湾施設整備特別会計…野積場目的外使用料等) | 野積場目的外使用料、プレジャーボート使用料等の収入未済につきましては、引き続き文書、電話、面会等による催告に努め、解消を図ります。 |
| 土木部 | 長崎振興局 建設部 管理課 | 屋外広告物申請手数料について、算定に誤りがあり、徴収額が過小となっている。 | <p>屋外広告物許可申請1件について、3年間分の許可手数料を徴収すべきところ、算定ミスにより1年間分の手数料を徴収し、差額の42,500円が未徴収となっております。</p> <p>今後、差額分の徴収を図ってまいりますとともに、許可の手続きにおいては、手数料算定表や審査事務チェックリストの内容を見直し、再度所属内での共有を図り、再発の防止に努めてまいります。</p> |

令和 2 年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|-----------------------|--|---|
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | <p>ガントリークレーンにかかる使用料の算出について、土木部長通知に基づく算出方法を適用しておらず、その理由等が不明確である。</p> | <p>ガントリークレーンの使用料算出については、長崎県港湾管理条例第17条第 1 項第 2 項に基づく減免措置を行う際に、土木部長通知 (H31年度はH31. 2 .12付) において「アワーメーターによる実稼動時間により点検時間30分を控除した金額」とされており、本来は、長崎港コンテナターミナル運営協会 (以下、「運営協会」) の会員事業者が使用した機械の使用実績を確認して使用料を算出すべきところ、地方機関において運営協会が提出した報告書 (ワーキングレポート) を正として算出するものと判断して処理を行っていたものです。</p> <p>今後は、土木部長通知に沿って使用料を算出いたします。</p> <p>なお、事業者からの報告書と土木部長通知に乖離が見られる場合は本庁と協議した上で然るべき手続きを経て取扱いを決定いたします。</p> |
| 土木部 | 長崎振興局 建設部 都市計画課 | <p>J R長崎本線連立 (排水設備等保守点検業務委託) の変更契約において、工事に関する委託ではないにもかかわらず、見積書の徴取を省略し、契約変更請書により対応している。</p> | <p>本契約内容は施設、設備及び保守点検の委託であるため、再見積を行い、変更契約書を交わす必要がありましたが、誤って建設関連業務委託の手続きを適用したものであります。</p> <p>今後は、財務規則の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> |
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | <p>小江スケートパーク施解錠・監視及び清掃業務委託と長崎小江スケートパーク清掃業務委託で、業務が重複している。</p> | <p>積算上、両委託業務に経費の二重計上はありませんが、これまで委託仕様書及び業務名称に「清掃業務」を記載していたものです。</p> <p>「小江スケートパーク施解錠・監視及び清掃業務委託」において、巡回の際に清掃業務 (ゴミ拾い程度) も実施してもらえらるものと誤認し、「清掃業務」の文言を含めてしまったことが要因ですが、経費が積算がされていない業務をその仕様書及び名称に含めることは適切ではありませんでした。</p> <p>今後は「小江スケートパーク施解錠・監視及び清掃業務委託」については、業務内容を整理し、今後の委託契約においては仕様書及び業務名から「清掃業務」の文言を削除することといたします。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|------------------|--|---|
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | <p>県営常盤駐車場（北側）自動料金精算システム保守点検業務委託及び長崎港ターミナルボーディングブリッジ保守点検業務委託において、保守のない期間がある。</p> | <p>（県営常盤駐車場（北側）自動料金精算システム保守点検業務委託）</p> <p>当初、北側駐車場及び南側駐車場の保守点検業務について、平成30年度に5年継続契約により契約を締結していたところ、南側駐車場については令和元年度から指定管理者制度による管理に移管したことから、当業務委託について平成31年3月末で契約を解除しました。</p> <p>改めて北側駐車場については年度早々に契約を行うべきでしたが、契約解除に伴い事務手続きの準備が不十分であったため、契約締結の時期が令和元年5月となったものです。</p> <p>今後は年間業務管理表を作成し、事務手続きに遅れが生じないようにいたします。</p> <p>（長崎港ターミナルボーディングブリッジ保守点検業務委託）</p> <p>当初、指名競争入札により点検事業者を決定しようとしておりましたが、一般競争入札で可能かどうか、県内の港湾施設を管理する県の地方機関や権限移譲市町に対して点検が実施可能な事業者の情報の聞き取りを行うなど、発注の準備に時間を要したもので、その間、保守契約のない期間が生じたものです。</p> <p>なお、保守契約がない期間は、随意契約により、エレベーターなど昇降機における性能点検に準じた年1回の点検を委託して実施しており、また、使用者の九州商船による日常の点検、県による年3回の点検を実施しており、利用に支障が生じないように努めておりました。</p> <p>今年度については、従来実施してきた点検項目を見直し、電気系統及び油圧系統の点検に加え、駆動系も含めた総点検を実施する予定としております。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|-----------------------|--|---|
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 総務課 | <p>長崎港出島地区 SOLASフェンス設置業務委託において、落札者の入札保証金から契約保証金への充当が遅延している。</p> <p>また、増額の変更契約の際、契約保証金の増額を行っていない。</p> | <p>(契約保証金への充当遅延について)</p> <p>当該業務委託は、財務規則第94条に定める入札保証金(入札見積金額(税込)の5%以上)を徴収し、平成31年4月8日に一般競争入札を行い、落札業者と4月10日に財務規則第111条に定める契約保証金(契約金額(税込)の10%以上)を徴収し、契約を行いました。</p> <p>その際、入札保証金を契約保証金の一部に充当する手続きを契約日(4/10)と同日付で発議したものの、決議日が契約日より後の日付となり、結果として入札保証金不足の状況で契約を締結し、契約後に契約保証金が充当されたものです。</p> <p>(契約保証金の増額について)</p> <p>本業務委託は単価契約のため、本来は令和元年8月27日付で変更契約を締結した際に、年間予定数量を基に適切に契約保証金を算定して増額分を徴収すべきところが、増額分の契約保証金を徴収していなかったものです。</p> <p>再発防止のため、上記いずれについても8月13日付で契約事務チェックリストの改定を行い、契約日までに充当処理が行われたか、また、単価契約の契約変更の際には契約保証金の追徴の要否を確認するように改めました。</p> <p>今後はミスが発生しないよう、適切に処理してまいります。</p> |
| 土木部 | 県北振興局 建設部 建設管理課 | <p>漂着鯨排除業務委託において、予定価格調書が作成されていない。</p> | <p>当事案は、施行時には予定価格調書を作成するとして決裁を受けながら、担当者が決裁後に予定価格調書については不要であると誤った認識のもと省略したものです。</p> <p>今後は、財務規則に従い確実な取扱いを行うよう、認識も含め課全体でチェックリストの確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|------------------------------|---|--|
| 土木部 | 県北振興局 建設部 道路建設第二課 | 県北振興局管内道路開通式運営・会場設営業務委託において、急な変更により不要と考えられる追加費用が発生している。 | <p>当該事案は、式典の一部企画の会場が、急遽地元市の申し出によりセレモニー会場での開催となり、式典参加人数が減り、見栄えを考慮して式典会場のステージを高さの低いものに変更する必要が生じたため、それにかかる費用を追加計上したものであります。</p> <p>当式典は、県民や来賓の方々へ県の道路事業をPRするとともに、地方の社会資本の必要性を認識していただく重要な機会であると考え、費用の追加計上を決定いたしました。</p> <p>今後はご指摘を踏まえ、式典運営の際は、当該式典の目的や意義を十分に考慮し、費用の計上等を行ってまいります。</p> |
| 土木部 | 県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 | 田平土木維持管理事務所管内道路監視業務委託で、受託した業者が従来の受託業者と同一であるにもかかわらず、引継期間の委託料を支出している。 | <p>当該委託契約における特記仕様書におきましては、当該業務に当たる技術者は事前に届出をすることとしており、併せて、新規技術者における研修期間についても明記しております。</p> <p>当該案件につきましては、同一業者が受託しておりますが、新規技術者の届出がなされたため、県の負担により引継期間の委託料を支出したものであります。</p> <p>なお、技術者の変更がない場合は甲乙協議のうえで減額することとしております。</p> <p>今後は本庁と協議しながら特記仕様書の見直し及び統一を図り、適正な委託料の執行に努めてまいります。</p> |
| 土木部 | 長崎振興局 長与都市開発事業所、神浦ダム管理事務所 | 使用見込みのない物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 | <p>【長与都市開発事務所】</p> <p>指摘事案は使用見込みのない物品（事務機1台）を保管していたものです。今後も使用予定が無いことから県の「物品めぐりあい」システムを活用し譲渡先を探し、令和2年9月25日付で引渡しを終えています。</p> <p>今後使用見込みが無くなった物品が確認された場合は、譲渡など適切な処分を行います。</p> <p>【神浦ダム管理事務所】</p> <p>ご指摘のあった物品については、いずれも非常に古く、壊れている物品であり、今年度内に適正に処分することとしております。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|---------------------|--|--|
| 土木部 | 県北振興局 建設部 | 物品について、備品登録がなされていないものや長期間放置、所管不明のものなどがあり、適切に管理されていない。 | 備品登録がなされていなかったものについて、監査指摘後、直ちに登録の手続きを行い、6月15日付けで登録が完了しました。 |
| 土木部 | 住宅課 | 出捐金の管理について、公有財産台帳(出資による権利)が保管されていないものがある。 | 出捐金については、団体等を所管する班で把握しており、また、平成30年度に都市計画課より一部業務の移管により団体が1団体増えるなどし、台帳の所在を把握できておりませんでした。 現在は、台帳の所在を確認し、住宅課として一体的に整備し保管しております。 |
| 土木部 | 用地課 | 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。 | 公共用地の未利用地につきましては、平成30年度末で21件を保有し、令和元年度中に関係主務課から12件の引き継ぎを受けております。このうち、令和元年度中に13件を処分したため、令和元年度末の未利用地は20件、面積は1万4,123㎡となっております。 今後とも、一般競争入札による処分に努め、市町等へ譲渡等の利活用協議による有効活用を図るとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、隣接地主に対して購入の働きかけを定期的に行ってまいります。 |
| 土木部 | 長崎振興局 建設部 管理課 | 廃道敷の現況調査で不法占用の報告がされているにもかかわらず、その後適切な対応が取られていない。 | 当該案件については、民有地と廃道敷との境界が未確定の状況です。民有地には家屋が建っておりますので、今後、建物所有者及び土地所有者と境界を確認したうえで、家屋の不法占用の有無を判別し、必要な措置を講じてまいります。 |
| 土木部 | 長崎港湾漁港事務所 港営課 | 池島港浮棧橋連絡橋巻上装置の操作点検業務委託において、不具合が報告されているにもかかわらず、対応が検討されていない。 | 点検報告書に、当該浮棧橋連絡橋巻上装置に関する休止装置及び橋体について「要修理」との記載があり改善の必要性は認識しておりましたが、技術担当課の点検も実施しており、急を要するものとの認識がなく、改善に関する検討がされていなかったことから指摘を受けたものです。 現在、改善の方法や予算などについて検討中であり、早期の改善を図る予定です。 |

令和2年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 土木部 | 島原振興局 建設部 管理課 | 港湾水域占用許可に係る占用料について、算定の基礎となる近傍地価が毎年変動しうるにもかかわらず、当初の近傍地価で算定している。 | 港湾水域占用料について、昨年度までは、当初の近傍地価を使用し「近傍地価×6%×面積」として算定しておりましたが、今年度の更新許可に係る占用料金の算定においては既に是正し、令和2年度の近傍地価に基づき算定しております。今後引き続き適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 土木部 | 県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所 | 鷹島肥前線道路修繕工事(検査車点検業務)について、点検車の不具合が以前から報告されているにもかかわらず、修繕が実施されておらず、橋梁点検ができない部分がある。 | 当該案件につきましては、点検結果に基づき、部品の交換等の修繕を行っていましたが、不具合の根本的な改善が出来ていませんでしたので、今年度、橋梁本体の補修工事に併せて、点検車の詳細点検及び修繕を行うこととしております。 今後は点検結果に基づき適切に修繕を行うよう努めてまいります。 |
| 土木部 | 長崎振興局 建設部 管理課 | 屋外広告物更新許可において、申請書に添付する安全点検報告書で異常が認められたにもかかわらず、許可されている。 | 当該許可申請については、安全点検報告書の記載内容に不備がありましたが、審査時においては、異常が認められなかったことを申請者に確認の上、許可をいたしました。 また監査後も当課において、改めて安全性について調査を実施し、問題が無かったことを確認しております。 今後とも、安全点検報告書等の審査、経過の記録等を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。 |
| 土木部 | 県北振興局 建設部 建設管理課、道路維持第一課、道路維持第二課 | 県有地である嘘越の敷地及び倉庫において、自転車などの撤去物や融雪剤の空き袋などが大量に長期間放置されている状況であったり、湿気厳禁で取り扱うべき融雪剤が対策をせず倉庫に保管してある等、管理が不十分である。 | 自転車等の撤去については、一定期間の保管後、計画的な処分場への持込を行うことを検討してまいります。 融雪剤の空き袋は随時処分を行っており、また、保管は随時換気を実施し、今後、湿潤状態にならないよう間隔をあける等の対策を行ってまいります。 |

令和2年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|------------|---|--|
| 出納局 | 出納局 会計課 | <p>1. 業務委託等における予定額（設計額）について</p> <p>業務委託等における予定額（設計額）の算定について、業者から参考見積書を徴取し、合理的な理由もなく値引き後の額を予定額としているものや、内訳の記載がなく単に一式として積算しているものなど取扱いに適正さを欠く事例が散見された。</p> <p>積算書は本来県が作成すべきものであり、参考見積書に値引き額や一式の表示など内容が不明確なものが含まれる場合は、業者に具体的な内容について確認のうえ適正な作成に努めるべきである。しかし、これらの事例が見られた所管課からは、値引き後の額を予定額とすべきではないと明記された通知やマニュアル等を見たことがない旨の意見があった。</p> <p>会計課においては、「適正な予定価格の設定について」の通知が出されているが、合理的な理由もなく値引きの後の参考見積額を予定額の積算において用いることが妥当でないことについてわかりやすく周知されていないことから、入札・契約事務マニュアル等に明確に記載するとともに、研修会において説明を行うなど、周知を徹底されたい。</p> | <p>値引き後の価格を予定額とすることは、合理的な理由があれば問題ないと考えておりますが、今般、指摘を受けた各課では、値引きの根拠に合理性がない、一式としている積算内容が不明確である、として指摘を受けたものと考えております。</p> <p>そのため、令和2年10月19日付けで、今後の対応についてわかりやすく記載した指導の通知を行うとともに、普通会計定期監査結果にかかる研修会においても周知を行いました。</p> <p>今後は入札・契約事務マニュアルにもわかりやすく記載するとともに、財務会計事務にかかる各種研修会や会計監督検査等において、引き続き指導してまいります。</p> |

令和2年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|------|---------------------------|--|--|
| 知事部局 | 所管課 (右欄の「措置状況」に記載のとおり) | <p>2. 物品の適正な管理について</p> <p>地方機関の倉庫等における物品の管理状況を確認したところ、物品登録がなされていないものや長期間放置され所管不明なものなどがあり適切に管理されていない事例及び使用見込みのない物品について具体的な処分の検討がされていない事例などが散見された。倉庫等については、放置された物品や所管不明の物品など死蔵されたものがないか定期的に確認し、使用不能なものは速やかに処分する必要がある。</p> <p>長期間放置されている物品のうち使用可能なものについては、「物品処分事務マニュアル」(平成31年2月出納局作成)に基づき、所管課及び所管課以外の部署のみならず公共的団体等における使用可能性も考慮しながら、処分方法の検討を行う必要がある。</p> <p>本庁所管課においては、使用見込みのない物品は、早期に処分方法を検討するなど適正な管理に努めるよう関係地方機関へ周知するとともに、外部団体等の使用可能性など必要な情報の収集・提供や予算の確保についても配慮されたい。</p> | <p>【消防保安室】</p> <p>気象観測装置については、撤去に費用がかかるため処理が行われていなかったもので、年度内に廃棄処理する予定です。今後、不用となったものについては、必要な予算を確保し、適切に廃棄処理を実施いたします。</p> <p>また、赤外線測定器については、日常的に使用することがなかったため、故障に気づけなかったものであり、12月中に修理の対応を行います。今後の物品等の確認においては、作動確認をするとともに、必要な修理等の対応を行います。</p> <p>【地域づくり推進課】</p> <p>長期間使用実績がなく、今後使用見込みのない物品については、物品めぐり合いシステム等を活用し、他所属での活用等について検討するとともに、譲渡先がない場合は、速やかに適切な処分を行うよう関係地方機関へ周知を行うなど適切な管理に努めているところです。</p> <p>今後は、定期的に関係地方機関へ使用状況の確認を行い、長期間放置されることがないように図ってまいります。</p> <p>【福祉保健課】</p> <p>長期間使用実績がなく保管されたままとなっていた物品や、今後使用見込みのない物品については、地方機関において専門業者への廃棄処分委託等を行います。また、処分業者が限定される物品については、本庁で予算を確保し処分を行う予定です。</p> <p>今後は、定期的の使用状況について確認を行い、長期間使用実績のない物品が生じないように努めます。</p> <p>【新産業創造課】</p> <p>物品の管理について、長期間保管されたままになっている物品があるなど管理が不十分であったものでありますが、当意見を受け、倉庫等の物品について確認を行い、故障して使用できない不要な物品については、物品処分事務マニュアルに基づき、年度内に処分することとしています。</p> <p>今後は、定期的な物品の確認をするとともに、故障して使用できない不要な物品は、物品処分事務マニュアルに基づき適正な処理を行うなど、物品の適正な管理に努めるよう周知してまいります。</p> <p>【水産経営課】</p> <p>物品については、今年度から年に1回、県下7水産業普及指導センター独自の物品管理調査を実施することとしており、今後は、物品取扱規則に基づく適切な管理に努めてまいります。</p> <p>また、使用見込みのない物品については、所管転換も含めた検討・処分を進めてまいります。</p> <p>【漁港漁場課】</p> <p>関係地方機関に対して、物品取扱規則に則り、物品の適正な管理に努めるよう指導してまいります。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>【農政課】 島原振興局農林水産部において、事務机、輪転機、雨量計等が長期間使用されないまま放置されていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、令和2年10月27日付けで農林部内各課、各振興局及び各地方機関に対して通知を行い、物品の適正な管理・処分を徹底するよう依頼いたしました。</p> <p>また、各所属においては、物品の管理状況を再確認し、使用不能又は使用見込みのないもの等がある場合は、物品処分事務マニュアル等を参考にしながら、早急に処分方法・時期の検討を行い、計画的に処分を進めてまいります。</p> <p>今後、物品取扱規則等を遵守し、適正な物品管理に努めてまいります。</p> <p>【監理課】 今後とも、適切な物品管理を行うよう、各地方機関へ適宜助言等行ってまいります。</p> <p>【港湾課】 関係地方機関に対して、物品取扱規則に則り、物品の適正な管理に努めるよう指導してまいります。</p> <p>【河川課】 物品の処分に係る費用について、必要な予算を確保します。</p> <p>【住宅課】 使用見込みがない物品等を確認した場合には、適切に処分するよう助言を行いました。</p> |
|--|--|--|---|

R02-40060-02391
令和2年11月16日

| | | | |
|---------|----|-----|---|
| 長崎県監査委員 | 濱本 | 磨毅穂 | 様 |
| 長崎県監査委員 | 砺山 | 和仁 | 様 |
| 長崎県監査委員 | 浅田 | ますみ | 様 |
| 長崎県監査委員 | ごう | まなみ | 様 |

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和2年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|-------|--|---|
| 教育庁 | 体育保健課 | 強化練習等のため貸し出すカヌー（船舶類）について、物品取扱規則に基づく貸付の事務を行っていない。 | 当該物品については、現在、関係機関に相談のうえ、必要な手続きを進めております。 今後は、同様の事案が生じないよう所属内で共有し、関係法令や規則等を再度確認するほか、物品の管理状況について確実に引継ぎを行うなど、適切な事務処理に努めてまいります。 |

令和2年度 定期監査（前期）「意見」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況 (R2. 11. 30提出) |
|-----|---------|--|--|
| 教育庁 | 教育環境整備課 | <p>2. 物品の適正な管理について</p> <p>地方機関の倉庫等における物品の管理状況を確認したところ、物品登録がなされていないものや長期間放置され所管不明なものなどがあり適切に管理されていない事例及び使用見込みのない物品について具体的な処分の検討がされていない事例などが散見された。倉庫等については、放置された物品や所管不明の物品など死蔵されたものがないか定期的に確認し、使用不能なものは速やかに処分する必要がある。</p> <p>長期間放置されている物品のうち使用可能なものについては、「物品処分事務マニュアル」（平成31年2月出納局作成）に基づき、所管課及び所管課以外の部署のみならず公共的団体等における使用可能性も考慮しながら、処分方法の検討を行う必要がある。</p> <p>本庁所管課においては、使用見込みのない物品は、早期に処分方法を検討するなど適正な管理に努めるよう関係地方機関へ周知するとともに、外部団体等の使用可能性など必要な情報の収集・提供や予算の確保についても配慮されたい。</p> | <p>今回の監査結果を受け、令和2年10月16日付け通知において、監査結果の内容とともに、管理する物品の使用状況等を確認し、使用見込みのない物品については、物品めぐりあいシステムやNEWSポータルサイトを利用した学校間の所管転換による有効活用や、計画的に処分方法の検討を行うよう周知しました。</p> |

崎会（監指）第183号
令和2年11月30日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

警 察 本 部 長
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和2年度 定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況一覧

| 部局 | 機 関 名 | 内 容 | 措置状況（R2.11.30提出） |
|------|-------|--|--|
| 警察本部 | 警察本部 | B型肝炎予防ワクチン接種において、予定価格内の見積価格で決定した後、契約手続き時に異なった金額の見積書を提出させている。 | 本件は、予定価格内の見積価格で決定後、契約相手方から、見積金額を誤った旨の連絡があり、正しい見積金額での見積書を提出したいとの申し出があったため、本来行うべき契約変更手続きを経ることなく、契約締結したものです。 今後は、見積決定後において、契約内容に関する変更がある場合は契約変更等、適正な事務処理を行うよう努めます。 |

人事委員会規則

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第14号

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給に関する規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

長崎県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第15号

長崎県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

長崎県人事委員会議事規則（昭和26年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (議事録) 第8条 1 (1)~(7) 略 2 議事録は、委員全員の署名によって確定する。 | (議事録) 第8条 1 (1)~(7) 略 2 議事録は、委員全員の署名捺印によって確定する。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令

長崎県人事委員会訓令第2号

長崎県人事委員会事務局職員の記章に関する規程（平成3年長崎県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

人事委員会告示

長崎県人事委員会告示第3号

職員の退職管理に関する細則（平成28年長崎県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から施行する。

令和2年12月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

様式第1号、第2号及び第3号中、「㊟」を削る。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一號

電話代表
直通表
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏リ
ン
ト